

表 1

1 区分	2 対象とする中小企業者等
令和2年4月1日から同月30日までの保証申込分	原則として前年同期比で売上高が15%以上減少した者（セーフティネット保証4号又は危機関連保証の認定を受けた者に限る。）
令和2年5月1日から令和3年3月31日までの保証申込分	<p>次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者</p> <p>(1) 売上高減少が5%以上の個人事業主(セーフティネット保証4号保証、5号保証又は危機関連保証のいずれかの認定を受けた者)</p> <p>(2) 売上高減少が15%以上の中小企業者等(セーフティネット保証4号保証、5号保証又は危機関連保証のいずれかの認定を受けた者)</p> <p>(3) 売上高減少が前年同期と比して5%以上の鳥取県災害等緊急支援対策資金(平成28年10月以降に発生した鳥取県中部を震源とする地震に関するものに限る。)の借入金を新型コロナ対策融資に借換を行った中小企業者等。</p>